

平成20年度教育施政方針

新年度を迎えるにあたり、平成20年度の教育施政方針について説明を申し上げます。

第1章 教育施策の基本

本年3月には、「生きる力」を育むという現行の学習指導要領の理念を引き継いだ新しい学習指導要領が告示されます。

この「生きる力」は、よりよく問題を解決する力や他人を思いやる心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力のことです。

そして、この「生きる力」の育成には、知識や技能を実生活に活用する力を伸ばす授業や子どもの教育を地域全体で支援する体制の構築が求められます。

こうしたなか、教育委員会としましては、学校・家庭・地域との連携を図りながら、信頼される学校づくり、子育て・子育ちを支えるまちづくりと市民の学習の場づくりに取り組み、「安心して子どもを育てることができるまち宗像」の教育を創造してまいります。

第2章 教育施策の概要

1. 信頼される学校づくり

昨年度に引き続き「確かな学力の定着」「豊かな心の育成」「健やかな体の育成」を基軸にした教育活動を、学校・家庭・地域の連携により推進し、信頼される学校づくりに取り組みます。

(1) 学校種間の円滑な連携・接続の推進

子どもの発達段階に応じた教育活動を充実させるための市独

自の取り組みを推進します。

平成20年度は、モデル校における小中一貫教育調査研究の最終年度となるため、小中一貫教育の検証を行うとともに今後の他地区への拡大のための具体案を策定します。

また、保幼小の協力体制を整備するとともに新たに保育所・幼稚園と小学校の連絡会を実施するなど、相互理解を図ります。

(2) 確かな学力を育む学習指導の充実

子どもたちに確かな学力を育むため、「めあて」と「まとめ」・「交流」のある授業への改善を図るとともに、その成果については「学習意識調査」や「統一学力テスト」の実施によって客観的に評価していきます。

また、子どもたち一人ひとりの課題に応えるよう学力向上支援教員の配置や学校支援ボランティア事業の推進にも取り組みます。

(3) 豊かな心を育む教育活動の充実

他人を思いやることのできる豊かな心を持った子どもたちを育成するために、道徳や特別活動を充実します。

特別支援教育事業につきましては、市長部局及び関係機関と連携して実施し、一層の支援体制の強化を図ります。中学校での通級教室の開設を推進するとともに、幼稚園の障害児受入支援を行うなど、更なる充実に努めます。さらに、平成20年度に開設する「発達支援センター」を活用した取り組みを推進します。

読書活動の推進につきましては、子どもの発達段階や個性に応じて、あらゆる機会や場所で自主的に読書活動ができるよう

に書架の増設等読書環境の整備を図ります。また、公共図書館、学校図書館の資料やインターネットなど、様々な情報を活用した「調べ学習」を行うことを通じ「自ら考えて課題を解決する力」を育成することを目的とした、「図書館を使った調べる学習賞コンクール」を継続して行います。

(4) 健やかな体を育む教育活動の充実

全国的な課題である子どもたちの体力低下に対する取り組みとして、発達段階に応じた運動の機会の充実を図ります。

また、子どもたちの食習慣の課題を解決するために平成17年度から取り組んできた「学校給食における学校・家庭・地域連携事業」の成果を踏まえ、全校で実施している「朝ごはん調べ」を継続するとともに、「弁当の日の実施」や「大学との連携による食育と環境教育」などの新しい取り組みを行う学校に対する支援を行います。

(5) 学校関連施設の環境整備

学校施設整備につきましては、宗像市財政安定化プランに基づき、小中学校整備計画の見直しを行います。

日の里中学校改築事業につきましては、改築工事に着手します。

また、中学校の給食単独校化を推進するため、城山中学校の給食施設整備に着手し、玄海中学校の給食施設整備のための実施設計を行います。

2. 子育て・子育てを支えるまちづくり

幼児期が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であること

から、幼児教育を重要課題として捉えるとともに、子どもたちを地域社会の中で心豊かで健やかに育てていくために、幼児教育施設や学校・家庭・地域が連携した総合的な取り組みを展開します。

(1) 子育て支援の充実

子育て支援センターの機能充実に努めるとともに、地域での子育てサロンの新規開設を進め、地域社会全体で子育てをする環境づくりを行います。また、家庭や地域の教育力を向上させるとともに、青少年の健全育成を推進するため、PTAや各地区コミュニティとの協働による研修会や講演会の充実を図ります。

(2) 幼児教育の振興

幼児教育の窓口を一元化するとともに、幼児教育振興プログラムに基づき、保育所・幼稚園における職員合同研修や情報交換会、さらに小学校との連絡会を行い、保幼小のあらゆる場面での連携強化に努めます。また、特別な支援が必要な子どもに対する支援や家庭・地域の教育力の向上・強化については、子育て講座等の研修会や各種相談、子育て情報の発信などの具体的な施策を効果的に推進し、幼児の健やかな成長を支援します。

(3) 青少年の健全育成の推進

少子化や地域社会の人間関係の希薄化に伴い、子どもたちの遊び体験や異年齢間交流、また子どもの安全を確保する場所や時間が失われつつあります。こうした中、心身ともに健やかな子どもを育むために、発達支援センターに近接して整備する青少年センターを青少年団体の活動拠点として位置付けるとともに、各地区コミュニティの特色に応じた子どもの安全で安心な

居場所づくりを推進します。

また、家庭教育力及び地域教育力向上のための講演会や地域活動をコーディネートできる指導員育成のための講座を開催するなど、今まで以上に青少年の健全育成に向けた取り組みを行います。

3. 市民の学習の場づくり

市民が自ら進んで行う学習やスポーツ、文化、ボランティア等の活動について支援していきます。

(1) 市民図書館運営の充実

乳幼児期からの本と親しむきっかけ作りを応援するため「市民活動交流館」内に、こども図書コーナー「えほんのへや」を設置し、子どもの読書活動を推進します。

また、市内コミュニティ・センターで図書の貸出・返却ができるサービスを拡大するための検討を行い、だれもが、いつでも、どこからでも利用できる「市民に身近な図書館」を目指します。

(2) 市民活動への支援

市民の文化やスポーツ等の活動につきましては、活動の場の確保や新しい事業メニューの提供等について市長部局との連携を図りながら検討していきます。

(結 び)

以上、新年度における教育施策の基本及び概要について述べました。

教育委員会では、学校・家庭・地域との連携を図りながら、「安心して子どもを育てることができるまち宗像」の創造を目指してまいります。

最後に施策の実施にあたりましては、市民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力をお願いし、私の所信とさせていただきます。